

土浦市犯罪被害者等支援条例（案）に係る パブリック・コメントの実施について

土浦市では、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、「土浦市犯罪被害者等支援条例」の制定作業を進めています。

このたび、条例案がまとまりましたので、土浦市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づき、皆さんからの意見を募集いたします。

1 条例制定の趣旨（※「1 条例制定の趣旨」は、意見募集の対象ではありません。）

近年、犯罪等が後を絶たず、その結果生まれた多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実があります。

犯罪被害者やそのご家族の視点に立ち、一日も早くその心身に受けた影響から回復し、平穏な生活に戻ることができるよう、国や県、関係機関と協力し、適切な支援を行うため、土浦市犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

2 意見募集期間 令和 7 年 12 月 10 日（水）から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで
31 日間（必着）

3 公表内容 「土浦市犯罪被害者等支援条例（案）」及び条例（案）の骨子
※別添のとおり

4 公表場所等 • 生活安全課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧
• 市ホームページへの掲載

5 意見を提出できる方

- （1）市内に居住または市内に通勤・通学する方
- （2）市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体の方

6 意見の提出方法

意見等は、指定様式（必ず氏名、住所、連絡先等を記入のこと）を用いて、市民生活部生活安全課に直接持参または郵送、ファックス、電子メール、LoGo フォームによるいずれかの方法で提出してください。（電話・口頭は不可）

- （1）郵送送付先 〒300-8686 土浦市大和町 9-1
土浦市 市民生活部 生活安全課 交通防犯係 宛て
- （2）ファックス送付先 029-826-1214
- （3）電子メールアドレス bohan@city.tsuchiura.lg.jp
- （4）LoGo フォーム

※右の QR コードを読み取ると、
意見提出の受付フォームに移動します。



<LoGo フォーム>